

議案第 4 2 号

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(前橋市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第 2 条 前橋市学校給食共同調理場設置条例（昭和 4 1 年前橋市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 6 号及び第 2 2 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 1 項第 2 号中「市の栄養士」を「市等の栄養士又は管理栄養士」に、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 5 条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年前橋市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に、「又は市に配置されている栄

養士」を「、市等の栄養士又は管理栄養士」に、「必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第6条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号及び同条第9項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 8 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 1 条 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 2 条 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 3 条 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 4 条 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年前橋市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 7 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 5 条 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 8 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 1 8 3 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 1 9 0 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 6 条 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 3 条第 1 3 項中「栄養士又は機能訓練指導員については」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については」に改める。

(前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 17 条 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 130 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 167 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 174 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。